

【令和8年度 真室川町福祉サービスのお知らせ】

◇児童福祉◇

事業名 《対象》	事業内容
① 児童手当制度 《対象》高校生年代までの子を養育している方	対象児童1人あたり (3歳未満) 月額 15,000円 ← 第3子以降は月額 30,000円 (3歳以上高校生年代) 月額 10,000円 ← //
② 児童扶養手当制度 《対象》ひとり親家庭で18歳になった年度末まで(障がい児は20歳未満)の児童を養育している方	(対象児童1人目) 月額 48,050円 (対象児童2人目以降1人あたり) 月額 11,350円 ※手当の金額は改訂される場合があります。 ※認定から5年を経過した受給者で一定の条件にあてはまる方や所得制限に該当する方は減額されます。 ※公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当より低い場合は差額分が受給できます。
③ 特別児童扶養手当制度 《対象》精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育されている方	(1級障がい児) 月額 58,450円 / (2級障がい児) 月額 38,930円 ※手当の金額は改訂される場合があります。 ※所得制限に該当する方は減額されます。
④ 未熟児養育医療 《対象》未熟児	身体発育が未熟なまま出生した乳児へ医療給付を行います。

◇障がい者福祉◇

事業名 《対象》	事業内容
① 障がい者交通費助成事業 《対象》身体障害者手帳1～5級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	心身障がい者の社会参加と日常生活圏の拡大を支援するため、交通費助成として月額2,000円を支給します。 なお、今年度より年間分を一括給付します。
② 人工透析患者通院交通費助成事業 《対象》公共交通機関や自家用車等を利用し、人工透析療法のため通院している方	通院交通費を助成します。助成の額は、月額3,000円を限度とし、通院距離と通院回数に応じて決まります。
③ 紙おむつ支給事業 《対象》常時失禁状態となつてから3ヶ月以上経過している障がい者	月に1度、紙おむつを基準の範囲内で支給します。
④ 重度障がい者介護者激励金支給事業 《対象》障害支援区分が5・6又は同程度の状態にある障がい者を在宅で6ヶ月以上介護している方	年額20,000円の激励金を支給します。
⑤ 特別支援児童養育手当支給事業、通学支援事業【新規】 《対象》特別支援学級又は特別支援学校に在籍し、障がいを事由とする他手当を受給していない児童	対象児童1人につき、その保護者等に月額3,000円を支給します。 また、今年度より山形県立新庄養護学校への通学に係る送迎・同行支援(往路のみ)を実施します。
⑥ 在宅酸素療法者支援事業 《対象》呼吸機能障害による身体障害者手帳所持者(1,2級を除く)で在宅酸素利用の方	月額1,600円を支給します。
⑦ 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当制度 《対象》心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する方	(特別障害者手当) 月額 30,450円 (障害児福祉手当) 月額 16,560円 (経過的福祉手当) 月額 16,560円 ※手当の金額は改訂される場合があります。
⑧ 障がい福祉サービス (障害者総合支援法/児童福祉法) 《対象》障がい者(児)及び難病患者 ※障がい等内容により該当にならない場合があります。 ※利用は原則1割負担となります。	○障害福祉サービス給付事業 施設入所、短期入所、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援、放課後等デイサービス等のサービスを利用できます。
	○補装具費支給事業 身体の障がいを補うため、障がいの状態に応じて車椅子・補聴器等の補装具費を支給します。
⑨ 自立支援医療給付 《対象》障がい者(児)及び難病患者	障がいの軽減や機能回復のための医療給付です。 ○更生医療 : 心臓・腎臓・肢体等に障がいのある方 ○精神通院医療 : 精神科等へ通院されている方 ○育成医療 : 身体に障がいのある児童
⑩ 日常生活用具給付事業 《対象》在宅の障がい者で身体障害者手帳を所持している方及び難病患者	特殊寝台、吸引器等を給付します。1割の自己負担額があります。

※福祉サービス提供には所得要件があります。(詳細は裏面をご覧ください。)

◇高齢者福祉◇



事業名 《対象》	事業内容
①紙おむつ支給事業 《対象》常時失禁状態となつてから3ヶ月以上経過している在宅高齢者	月に1度、紙おむつを基準の範囲内で支給します。
②救急タクシー事業 《対象》寝たきりの高齢者等	通院等で救急タクシーを利用した場合に1日当たりの費用の半額(限度額10,000円)を支給します。同一年度6日分まで利用できます。
③除雪支援事業 《対象》自力で除雪困難な高齢者・障がい者世帯	除雪作業員と除雪機使用代を助成します。期間中、作業員8人分(1人当たり1日8時間、豪雪時には10人分)まで利用できます。1割の本人負担があります。
④重度要介護高齢者介護者激励金支給事業 《対象》要介護度が4・5 又は同程度の状態にある高齢者を在宅で6ヶ月以上介護している方	年額20,000円の激励金を支給します。
⑤生活支援ハウス事業 《対象》町内に「概ね3年」居住する60歳以上の高齢者で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方	長期入居(1ヶ月以上) / 短期入居(1ヶ月以内) ※高齢者のみ世帯に属し、家族の援助を受けることが困難な方に対する時限的な支援です。居宅生活への不安解消、介護施設への入所等が退居要件となります。
⑥長寿祝い事業 《対象》数え年で100歳の年に満年齢で99歳の誕生日を迎えた方	祝い金として300,000円を支給します。 ※50年以上、町住民基本台帳に登録されていることが必要です。(町外の特別養護老人ホームに入所した方も町内居住とみなします。)
⑦緊急通報システム事業 《対象》高齢者世帯	対象世帯に機器貸与し、利用者からの緊急通報等を警備保障会社が応答・聴取します。必要に応じ広域消防本部へ取次ぎ出動要請するほか、警備員駆付け・健康相談・安否確認等サービスを無償で提供します。

～所得要件～

町民税非課税 又は
町民税の所得割額10万円未満

の個人または世帯に該当する場合は、
下記の福祉サービスを受けることができます。

○対象者個人の住民税所得割額で対象が判定されるサービス

- ・紙おむつ支給事業 (高齢・障がい)
- ・救急タクシー事業 (高齢・障がい)
- ・人工透析者通院交通費助成事業 (障がい)
- ・障がい者交通費助成事業 (障がい)

○対象者の世帯員全員の住民税所得割額で対象が判定されるサービス

- ・介護者激励金支給事業 (高齢・障がい)
- ・除雪支援事業 (高齢・障がい)
- ・特別支援児養育手当支給事業 (特別支援学級、特別支援学校在籍児童)

※住民税の所得割額はお手持ちの町民税の納付書、または町民税特別徴収税額決定通知書(給与天引きの方)で確認できます。

※町民税非課税の方には納付書や決定通知書は送られていません。

～お知らせ～

福祉課窓口で、

住民票など一部の証明書の発行や、納付書による税金などの収納ができます。

ヘルスケアセンターまむろ川を利用される方は、ぜひご活用ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当あてお問合せください。

◆お問合せ：福祉課 福祉係(総合保健施設内・町立病院並び)

☎62-3436

